

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年1月31日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第123号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「公売保証金」の右に「(期日入札(定められた公売の日時及び場所において入札書を提出する入札をいう。)に係るものに限る。)」を加える。

第5条第2項中「事務」の右に「(区長の権限に属する事務に関する会計事務であるものに限る。)」を加える。

附 則

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

(会計室)